

令和8年6月の診療報酬改定に伴い、厚生労働大臣より掲示が定められた以下の項目について、掲示します。当院では次の施設基準に適合している旨、厚生労働省・北海道厚生局へ届け出を行っています。

#### 【電子的診療整備加算2の算定】

- ・オンライン資格確認ができる体制を有しています。システムを利用して取得した診療情報を、閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供しております。

初診時：月1回に限り8点を算定

再診時：月1回に限り2点を算定

#### 【ベースアップ評価料】

当院はベースアップ評価料を算定しています。本評価料は医療従事者の処遇改善にその全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事すること等を目的としており、当院もこの施設基準に適合し、届出を行っております。ご理解ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

初診時：23点

再診時：6点

#### 【短期滞在手術等基本料1】

当院では短期滞在手術等基本料1に関する施設基準を満たし、日帰りで行われる特定の手術に対する体制が整備されています。

#### 【コンタクトレンズ基本料1】

当院は「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行っています。

##### 1.初診料及び再診料

コンタクトレンズの装用を目的としている方で、本院を初めて受診した方は初診料291点を、本院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことがある方は再診料75点を算定いたします。

##### 2.コンタクトレンズ検査料1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定いたします。  
※厚生労働省が定める疾患の治療によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科的検査料で算定する場合があります。上記につきご不明な点をご相談ください。

### 【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

### 【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは、お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

### 【緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）】

### 【緑内障手術（濾過胞再建術（needle法））】

### 【ロービジョン検査判断料】

当院では上記に関する施設基準を満たし、特定の手術・診療に対する体制が整備されています。

新井眼科クリニック  
院長 新井悠介